

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会広報アイテム貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、2019年のいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会(以下「両大会」という)の開催に向け、広く県民に国体の開催についてPRし、県民総参加の機運の醸成を図るため、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会が所有する広報アイテムの貸出について必要な事項を定めるものとする。

(貸出物品)

第2条 貸出を行う広報アイテムは、貸出用広報アイテム一覧(別紙1)のとおりとする。

(貸出機関)

第3条 広報アイテムの貸出は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会事務局(以下「事務局」という。)が行う。

(貸出対象者)

第4条 貸出対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 県、県内各市町村及び両大会の関係機関・団体
- (2) 多くの参加者が見込めるイベント等を主催する県内在住、在勤、在学のグループ・団体(営利目的で使用する場合を除く。)
- (3) その他、事務局が適当と認める者

(申請)

第5条 広報アイテムの借用を希望する者(以下「借用希望者」という。)は、「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会広報アイテム借用申請書」(様式第1号)を事務局長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、申請は、使用の3ヶ月前から受け付けるものとする。

(貸出承認の範囲)

第6条 事務局は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、広報アイテムの貸出を承認するものとする。

- (1) 両大会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 両大会の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 広報アイテムを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (4) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、団体、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) その他、事務局が不適切と認めたとき。

(承認)

第7条 事務局は、前条の承認をするときは、「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会広報アイテム貸出簿」(様式第2号)に記載の上、「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会貸出承認書」(様式第3号)を借用希望者に交付する。なお、貸出期間が同一の申込みが複数あった場合は、原則として先着順とする。

(貸出等)

第8条 貸出を受ける者は、原則として事務局から直接借り受けるものとする。

- 2 貸出を受けた者は、原則として事務局に直接持参して点検を受けてから返却するものとする。
- 3 貸出を受ける者は、使用の見込みがなくなった場合は、速やかに申し出るとともに、既に広

報アイテムを借用している場合は、速やかに返却すること。

- 4 着ぐるみを使用した場合は、「着ぐるみ使用報告書」（様式第4号）を提出すること。
- 5 貸出は無料とする。
- 6 貸出期間は、原則として7日以内とする。

（損害の負担）

- 第9条 貸出を受けた者が、広報アイテムを損傷又は紛失したときは、速やかに「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会広報アイテム損傷（紛失）届」（様式第5号）を提出しなければならない。
- 2 貸出を受けた者が、故意又は重大な過失によって広報アイテムを損傷したとき並びに紛失したときは、現物に相当する物又は製作に要した費用をもって弁償しなければならない。
 - 3 貸出を受けた者が、広報アイテムに起因することで第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責めを負うものとする。

（遵守事項）

- 第10条 貸出を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- （1）貸出を受けた者が広報アイテムを使用する場合には、善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、別紙2「広報アイテム使用等における注意事項」を遵守しなければならない。
 - （2）着ぐるみの貸出を受けた者は、別紙3「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会マスコット紹介文」を基本として、イベントの参加者等に対していきいき茨城ゆめ国体の広報を行うものとする。
 - （3）貸出を受けた者は、広報アイテムを使用して営利目的の活動を行ってはならない。
 - （4）貸出を受けた者は、広報アイテムを第三者に転貸、又は有料で貸出してはならない。

（承認内容の変更）

- 第11条 貸出を受けた者が、承認内容について変更しようとするときは、あらかじめ「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会広報アイテム貸出承認内容変更申請書」（様式第6号）を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 事務局は、内容の変更を承認するときは、「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会貸出内容変更承認書」（様式第7号）を申請者に交付する。
 - 3 第1項の承認は、第6条の規定を準用する。

（承認の取り消し）

- 第12条 事務局は、広報アイテムがこの規程又は承認内容に反して使用されたときは、当該承認を取り消すことができる。
- 2 前項の承認の取消は、「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会貸出承認取消通知書」（様式第8号）をもって行う。
 - 3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消通知があった日以降、速やかに返却しなければならない。
 - 4 前3項により生じた損害は、当該承認を取り消された者の責により処理しなければならない。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年7月26日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年10月20日から施行する。

別紙1 (第2条関係)

広報アイテム	数量	内容・規格等
着ぐるみ	1式	<ul style="list-style-type: none">・本体1体(送風機1セット等含む)・ベスト1着・バッテリー3個・充電器1個・名札1個・運搬用バッグ1個・取扱説明書1冊
バナースタンド	1セット	<ul style="list-style-type: none">・バナースタンド(いきいき茨城ゆめ国体 ver)・バナースタンド(いきいき茨城ゆめ大会 ver)
ぬいぐるみ	各1個	<ul style="list-style-type: none">・いばラッキーぬいぐるみ(小・大)
昭和49年茨城国体記念映像(DVD)	各1枚	<ul style="list-style-type: none">・記念映像DVD(10分 ver)・記念映像DVD(1時間 ver)
両大会イメージソングダンスCD・DVD	各1枚	<ul style="list-style-type: none">・イメージソング・ダンスCD・DVD・ダンス振付解説書
のぼりセット	各10部	<ul style="list-style-type: none">・のぼり旗・ポール・台座